

経営所得安定対策等実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成 23 年 4 月 1 日付け	22経営第 7133 号
一部改正	平成 23 年 9 月 1 日付け	23経営第 1616 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日付け	23経営第 3521 号
一部改正	平成 24 年 12 月 17 日付け	24経営第 2660 号
一部改正	平成 25 年 1 月 17 日付け	24経営第 2841 号
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日付け	25経営第 360 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日付け	25経営第 3838 号
一部改正	平成 27 年 4 月 9 日付け	26経営第 3507 号
一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け	27経営第 1527 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日付け	27政統第 892 号
一部改正	平成 28 年 10 月 11 日付け	28政統第 987 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日付け	28政統第 1937 号
一部改正	平成 30 年 2 月 1 日付け	29政統第 1539 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け	29政統第 1973 号
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日付け	30政統第 2072 号
一部改正	令和 元年 9 月 18 日付け	元政統第 841 号
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日付け	元政統第 1506 号
一部改正	令和 2 年 12 月 25 日付け	2 政統第 1556 号
一部改正	令和 3 年 3 月 31 日付け	2 政統第 1980 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け	3 農産第 3694 号
一部改正	令和 4 年 12 月 27 日付け	4 農産第 3535 号
一部改正	令和 5 年 4 月 5 日付け	4 農産第 5527 号
一部改正	令和 5 年 4 月 27 日付け	4 農産第 5527号-1
一部改正	令和 5 年 11 月 29 日付け	5 農産第 3233 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日付け	5 農産第 5110 号
一部改正	令和 6 年 12 月 18 日付け	6 農産第 3487 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け	6 農産第 5159 号
一部改正	令和 7 年 6 月 19 日付け	7 農産第 1202 号
一部改正	令和 8 年 1 月 13 日付け	7 農産第 3804 号
一部改正	令和 8 年 4 月 8 日付け	7 農産第 5649 号

目 次

I	趣旨	6
II	経営所得安定対策等の普及・推進等	6
III	交付申請手続	
1	交付申請書等の配布	7
2	交付申請書・営農計画書の提出	7
3	申請書類の受付	10
IV	各種交付金の手続等	
第1	経営所得安定対策	
1	畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金	
(1)	交付対象者	11
(2)	畑作物の直接支払交付金	14
(3)	収入減少影響緩和交付金	26
第2	水田活用直接支払交付金	
1	水田活用の直接支払交付金	30
2	コメ新市場開拓等促進事業	42
3	畑作物産地形成促進事業	50
4	畑地化促進事業	57
V	その他	
第1	交付申請者の農業経営の承継等	62
第2	関係機関の役割	63
第3	証拠書類等の保存期間	65
第4	報告及び検査	65
第5	交付金の返還	65
第6	罰則	66
第7	その他	67
	(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地	74
	(別紙2) 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲	79
	(別紙3-1) 農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について	82
	(別紙3-2) 麦の品質区分と品質評価基準	89
	(別紙4) パン・中華麺用品種の対象範囲	90
	(別紙5) 面積払の交付対象農地	92
	(別紙6) 収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類	93
	(別紙7) 収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出	96
	(別紙8) 収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法	102
	(別紙9) 収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法	106
	(別紙10) 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者	108
	(別紙11) 水田収益力強化ビジョンについて	111
	(別紙12) 戦略作物助成の扱い	113
	(別紙13) 産地交付金の考え方及び設定手続	116
	(別紙14) 畑地化促進助成について	123
	(別紙15) 都道府県連携型助成について	128

(別紙16) 削除	
(別紙17) コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について	130
(別紙18) 低コスト生産等の取組の追加について(コメ新市場開拓等促進事業)	134
(別紙19) 畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について	137
(別紙20) 低コスト生産等の取組の追加について(畑作物産地形成促進事業)	141
(別紙21) 畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる 取組等について	144
(別紙22) 畑地化促進事業の配分基準について	149
(別表1) 交付対象とする低コスト生産等の取組(コメ新市場開拓等促進事業)	151
(別表2) 交付対象とする低コスト生産等の取組(畑作物産地形成促進事業)	152
(様式第1号) 経営所得安定対策等交付金交付申請書	156
(様式第2号) 水稻生産実施計画書兼営農計画書	164
(様式第3号) 経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状	170
(様式第4号) 経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧	171
(様式第5号) 削除	
(様式第6号) 畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書	172
(様式第7号) 水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果 報告書	173
(様式第8号) 交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書	176
(様式第9-1号) 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書	177
(様式第9-2号) 経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売 (直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書	178
(様式第10-1号) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書	180
(様式第10-2号) 収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書	182
(様式第10-3号) 収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書	183
(様式第10-4号) 収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書	184
(様式第10-5号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書	185
(様式第10-6号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書	186
(様式第10-7号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届	187
(様式第10-8号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届	188
(様式第10-9号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書	189
(様式第10-10号) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書	190
(様式第10-11号) 収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の 出荷・販売契約数量等報告書	191
(様式第11-1号) 水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等 実績報告書兼誓約書	192
(様式第11-2号) 「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直 接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」	194
(様式第11-3号) 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額 報告書	195
(様式第11-4号) 削除	
(様式第11-5号) 水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの 承認申請について	196
(様式第11-6号) 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分 対象面積について	215

(様式第11-7号) 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分 対象面積について	217
(様式第11-8号) 削除	
(様式第11-9号) 削除	
(様式第11-10号) 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績 報告書	219
(様式第11-11号) 水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る 都道府県事業の承認申請について	228
(様式第11-12号) 水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る 都道府県事業の支援実績の報告について	230
(様式第12-1号) 品位等区分の確認に関する申出書	232
(様式第12-2号) 品位等区分の確認に係る承諾書	233
(様式第12-3号-①) 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分 の確認結果記録帳(小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用)	234
(様式第12-3号-②) 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分 の確認結果記録帳(大豆:普通大豆・特定加工用大豆用)	236
(様式第12-3号-③) 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分 の確認結果記録帳(そば・だったんそば用)	237
(様式第13-1号) 産地・実需協働プラン様式	239
(様式第13-2号) 都道府県取組計画書	244
(様式第13-2-1号) 都道府県取組計画書承認申請	250
(様式第13-2-2号) 都道府県取組計画書変更申請	251
(様式第13-3号) 採択結果通知	252
(様式第13-4号) 低コスト生産等に係る取組計画書	253
(様式第13-5号) 実施報告書(農業者→地域農業再生協議会)	257
(様式第13-6号) 地域実施状況報告書	259
(様式第13-6号別添) 地域実施状況報告	260
(様式第13-7号) 都道府県状況報告書	265
(様式第13-7号別添) 都道府県実施状況報告	266
(様式第14-1号) 産地・実需協働プラン様式	271
(様式第14-2号) 都道府県取組計画書	280
(様式第14-2-1号) 都道府県取組計画書承認申請	288
(様式第14-2-2号) 都道府県取組計画書変更申請	289
(様式第14-3号) 採択結果通知	290
(様式第14-4号) 低コスト生産等に係る取組計画書	291
(様式第14-5号) 実施報告書(農業者→地域農業再生協議会)	298
(様式第14-6号) 地域実施状況報告書	303
(様式第14-6号別添) 地域実施状況報告	304
(様式第14-7号) 都道府県状況報告書	312
(様式第14-7号別添) 都道府県実施状況報告	313
(様式第15号) 畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)に係る要望調査表	321
(様式第16-1号) 畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)に係る配分 について(農産局長→農政局長等)	322
(様式第16-2号) 畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)に係る配分 について(地方農政局長等→都道府県)	323
(様式第16-3号) 畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)に係る配分	

について都道府県→地域農業再生協議会)	324
(様式第16-4号) 畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)に係る配分 について(地域農業再生協議会→配分対象者)	325
(参考様式1) 基準単収を大きく下回ったこと(収量が相当程度低くなったこと) の理由書	327
(参考様式2) 水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売 (直売所等での販売)実績報告書	331
(参考様式3) 水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(飼料作物 の自家利用)記録	332
(参考様式4-1) 畑地化支援に係る取組の要件確認申請書	333
(参考様式4-2) 畑地化支援に係る取組の要件確認通知書	334
(参考様式5) 飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書	335
(参考様式6) 削除	
(参考様式7) 令和○年産の水田活用直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、 畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について(改善指導)	336
(参考様式8) 交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表	339
(参考様式9) 直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表	340

I 趣旨

経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。

II 経営所得安定対策等の普及・推進等

- 1 経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。

（注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）において定めます。

- 2 都道府県段階では、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農業協同組合（以下「農協」といいます。）、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。
- 3 市町村段階では、地方農政局等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。
- 4 地方農政局等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地方農政局等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。

Ⅲ 交付申請手続

1 交付申請書等の配布

- (1) 農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号。以下「交付申請書」といいます。）及び「水稻生産実施計画書兼営農計画書」（様式第2号。以下「営農計画書」といいます。）を農業者に配布します。
- (2) 様式第2号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。

2 交付申請書・営農計画書の提出

- (1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の5の（1）の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、変更後の営農計画書を、生産年の8月20日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）により次の事項に誓約していただきます。

 - ① 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく経営所得安定対策等立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限りは、それに応じること。

また、営農計画書に記載した対象作物については、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じること。
 - ② 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。
 - ③ 以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこと。
 - ア 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けしていないことが判明した場合
 - ウ 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫

等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

エ 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしてもその提出を拒む場合

オ 地方農政局等による立入調査に応じない場合や、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

④ 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存はないこと。

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稻用途別作付面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稻の作付けを行う場合、主食用水稻以外の作物は二毛作として扱います。

(注) 交付申請書等に、住所、氏名など既に国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合であって、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

(3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた交付申請者に係る交付申請者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(イ)を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない交付申請者においては、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類
〔 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等 〕

② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第3号）

また、前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類

- ③ IVの第1の1に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者については、交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）を除きます。）にあつては、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」といいます。）にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農（特定農業団体を除きます。）にあつては、①の書類
- ・ 認定新規就農者にあつては、青年等就農計画認定書の写し

なお、集落営農（特定農業団体を除きます。）については、市町村が「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第4号）を作成して地方農政局等に提出することとします。

- ④ 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物のうち麦、大豆及びそばについて、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査（以下「農産物検査」といいます。）によらない品位等区分の確認（以下「品位等区分の確認」といいます。）を受けようとする者については、次の書類

- ・ 品位等区分の確認に関する申出書（様式第12-1号）
- ・ 品位等区分の確認に係る承諾書（様式第12-2号）

（5）環境との調和に関する要件

本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手等の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に参加申請した者自らが点検を行っていることとします。

また、交付対象者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認を行うこととします。

3 申請書類の受付

- (1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書並びに2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、
- ① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに
 - ② 水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の7月31日までに
- 以下を地方農政局等に提出します。
- ア 交付申請書及びその基礎データ
 - イ 営農計画書の基礎データ
 - ウ 2の(4)により追加で提出された書類
- ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、地域農業再生協議会は、変更後のイを、原則として生産年の8月20日までに、地方農政局等に提出します。
- (2) 地方農政局等は、(1)の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が相当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。
- (3) 地方農政局等は、交付金振込口座等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報(氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等)を整理して、交付申請者に送付することにします。
交付申請者は、登録内容(交付予定交付金を除きます。)に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。
- (注) 交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード(13桁)」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地方農政局等との間で調整してください。
- (4) 地方農政局等は、2の(4)の④の品位等区分の確認に関する書類等の内容を審査の上、その品位等区分の確認を行う者(以下「品位等確認主体」といいます。)が相当と認められる場合には、当該申請者に対しその旨を通知します。

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) 交付対象者

① 基本要件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」といいます。）に基づき、次のア～ウのいずれかに該当する者を対象として交付金を交付します。

ア 認定農業者

基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人のことです。

イ 集落営農

特定農業団体又は次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除きます。）のことです。

(ア) 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

- a 目的
 - b 構成員たる資格
 - c 構成員の加入及び脱退に関する事項
 - d 代表者に関する事項
 - e 総会の議決事項
 - f 総会の議決方法
 - g 農用地の利用及び管理に関すること
 - h 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること
- の全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が
- ・ 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
 - ・ 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
 - ・ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
 - ・ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

の全ての基準に適合するものであることとします。

(イ) 共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要となります。

ウ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のことです。

② 農地の有効利用に関する要件

ア 本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要です。

なお、「耕作の業務の対象となる農地」とは、次の(ア)又は(イ)の経営面積に算入することができる田又は畑とし、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とは、農地法(昭和27年法律第229号)第36条第1項の規定による勧告に係る農地とします。

(ア) その者(集落営農にあってはその構成員。aにおいて同じです。)が所有権又は使用収益権(以下「使用収益権等」といいます。)を有している田又は畑の面積

ただし、a及びbの面積を除きます。

a その者が所有権を有している田又は畑であっても、他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積

b 集落営農にあっては、共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

(イ) その者(集落営農にあってはその組織)が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次のaからcまでの全ての事項を約したもの(以下「農作業委託契約」といいます。)に基づき、他の者(集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じです。)から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

a 受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

b その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること

- c その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

イ アの(ア)又は(イ)の田又は畑の面積に関し、

- (ア) 二毛作（生産及び販売を伴うものに限ります。以下同じです。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとします。
- (イ) 受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとします。

ウ アの(ア)の田又は畑の面積であっても、

- (ア) 使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき、他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、
- (イ) 当該農作業委託契約における受託者がアの(イ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、
- (ウ) その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない

部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとします。

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあつては（２）の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあつては（３）の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。なお、次年度以降も畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金又はその両方の交付を受けようとする場合は、継続して要件を満たしておく必要があります。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の６月30日までにⅢの２の（４）の③に定める書類を地方農政局等に提出し、あらかじめ確認を受けることとします。

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区別生産量の対象範囲」に記載する対象畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。以下同じです。）を基本とし、面積払（作付面積に応じて交付するもの。以下同じです。）をその内金として先払いすることができるものとします。

② 数量払

ア 交付申請手続

(7) 交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に✓を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(イ) は種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している交付申請者においては、対象畑作物が、は種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している交付申請者においては、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する交付申請者においては、次のa又はbの書類を添付することとします。

a 自家加工販売については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号。以下「自家加工販売計画書」といいます。）

b 直売所等での販売については、直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

(注1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地

域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、「総合化事業計画」の写し（原料農産物の数量が記載されているもの）を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

(注2) 交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者とみなされる等の場合（代表者、事務所の所在地、構成員が同一である等）は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です（(エ)においても同じです）。

(ウ) 確定申告書等の提出

免税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいいます。以下同じです。）向け単価を申請する交付申請者においては、免税事業者向け単価を適用するための確認に必要な書類として、以下の書類を交付申請書に添付することとします。

- a 個人事業者（bの場合を除きます。）にあつては、交付申請年の前々年における収入が1千万円以下であることを確認できる書類（所得税の「確定申告書」の写し（「確定申告書」でその確認ができない場合は、「青色申告決算書（農業所得用）」の写し又は白色申告の「収支内訳書（農業所得用）」の写しなど）
- b 個人事業者のうち、農業経営を開始して2年以内の者にあつては、開業年月日が確認できる書類（「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しなど）
- c 人格なき社団を含む法人（以下「法人等」といいます。d・eの場合を除きます。）にあつては、交付申請年の6月末時点の事業年度の前々事業年度における売上高が1千万円以下であることを確認できる書類（交付申請年の6月末時点の事業年度の前々事業年度における「各事業年度の所得に係る（確定）申告書（別表1）」の写しなど）
- d 設立1期目又は2期目にあたる法人等にあつては、設立年月日及び資本金又は出資金が1千万円以下であることを確認できる書類（「法人設立届出書」、「登記簿」、「総会資料」の写しなど）
- e 設立2期目にあたる法人等にあつては、dの書類に加え、前事業年度開始日以後6か月間の売上高又は給与支払総額が1千万円以下であることが確認できる書類（前事業年度における「各事業年度の所得に係る（確定）申告書（別表1）」の写しなど）

(イ) 品質区別生産量の報告（交付申請手続）

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の

4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、販売伝票等が複数枚ある交付申請者は、原則、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式8）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。ただし、登録検査機関や実需者等からの数量証明等がある場合は、これに代えることができます。

また、数量払の交付申請については、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者にあつては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

交付申請者は、品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出する必要があります（品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する者のうち、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局等の長（以下「地方農政局長等」といいます。）が定める市町村別等の基準単収（以下「地域の基準単収」といいます。）の2分の1を上回る場合には、面積払の交付を辞退することも可能です。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

（注1）確認書類は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照してください。

（注2）麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工販売や直売所等での販売（以下「自家加工販売等」といいます。）を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写しなど、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど）を数量払交付申請書に添付してください。

（注3）自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌年の6月30日までに地方農政局等に提出してください（自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。）。

なお、地方農政局長等は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

(注4) 交付申請者が生産する麦の販売の委託を受けた者のうち、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」といいます。）に対し、麦が必要に応じて生産・販売されていることが確認できる書類として、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する産地品種銘柄ごとには種前契約数量、販売契約数量及び販売契約価格（以下「は種前契約数量等」といいます。）を生産年の翌年2月末時点で取りまとめの上、同年3月15日までにこれらが分かる一覧で提出するものとします。

なお、同年2月末までには種前契約数量等の取りまとめが終了しない産地品種銘柄がある場合は、取りまとめ時点のは種前契約数量等を提出するとともに、当該は種前契約数量等について取りまとめ中である旨を農産局長に併せて報告するものとし、同年5月末までに取りまとめ終了時点のは種前契約数量等を提出するものとします。

イ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定める数量とします。

(注) 品質区分別生産量の単位は、1kg単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ただし、そばの品質区分別生産量の単位は、0.5kg単位とし、端数があるときにはこれを切り捨てにより整理します。

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。

また、令和5年産より課税事業者向け、免税事業者向けの数量払の交付単価を設定します。

なお、本単価は、令和8年産から令和10年産まで適用します。

(注) 令和9年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討します。

(7) 小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設

定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、A～Dのランクについては、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麵用品種の交付単価の対象となる銘柄については、別紙4「パン・中華麵用品種の対象範囲」に定めています。

a パン・中華麵用品種

(単位：円/60kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	7,420円	6,920円	6,770円	6,710円	6,260円	5,760円	5,610円	5,550円
免税事業者向け	7,950円	7,450円	7,300円	7,240円	6,790円	6,290円	6,140円	6,080円

b パン・中華麵用品種以外

(単位：円/60kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	5,120円	4,620円	4,470円	4,410円	3,960円	3,460円	3,310円	3,250円
免税事業者向け	5,650円	5,150円	5,000円	4,940円	4,490円	3,990円	3,840円	3,780円

(イ) 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、A～Dのランクについては、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a 二条大麦

(単位：円/50kg)

品質区分	1等又は1等相当	2等又は2等相当

ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	5,050円	4,630円	4,510円	4,460円	4,190円	3,770円	3,640円	3,590円
免税事業者向け	5,330円	4,910円	4,790円	4,740円	4,470円	4,050円	3,920円	3,870円

b 六条大麦

(単位：円/50kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	6,060円	5,640円	5,510円	5,460円	5,030円	4,610円	4,490円	4,440円
免税事業者向け	6,440円	6,020円	5,890円	5,840円	5,410円	4,990円	4,870円	4,820円

c はだか麦

(単位：円/60kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	9,300円	8,800円	8,650円	8,560円	7,730円	7,230円	7,080円	7,000円
免税事業者向け	9,860円	9,360円	9,210円	9,120円	8,290円	7,790円	7,640円	7,560円

(ウ) 大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」、「2等相当」、「3等相当」及び「合格相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

(単位：円/60kg)

品質区分	普通大豆			特定加工用大豆
	1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	合格又は合格相当

課税事業者向け	11,410円	10,720円	10,040円	9,360円
免税事業者向け	11,910円	11,220円	10,540円	9,860円

(注) 特定加工用とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果合格となった場合又は品位等区分の確認の結果合格相当となった場合に数量払の対象となります。

(イ) てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度(てん菜の重量に対するしょ糖の含有量)に対応した単価を設定しています。

(単位：円／トン)

糖度	← (+0.1度ごと)	15.7度 (糖度)	→ (▲0.1度ごと)
課税事業者向け	+62円	5,090円	▲62円
免税事業者向け	+62円	5,380円	▲62円

(オ) でん粉原料用ばれいしょ

でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率(ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量)に対応した単価を設定しています。

(単位：円／トン)

でん粉含有率	← (+0.1%ごと)	18.8% (でん粉含有率)	→ (▲0.1%ごと)
課税事業者向け	+64円	14,090円	▲64円
免税事業者向け	+64円	15,030円	▲64円

(カ) そば

容積重が高いものが高値で取引されているため、これを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらな

い品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

(単位：円／45kg)

品質区分	1等又は1等相当	2等又は2等相当
課税事業者向け	16,450円	14,340円
免税事業者向け	17,280円	15,170円

(キ) なたね

エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

(単位：円／60kg)

品種	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ ペノカのしずく	その他の品種
課税事業者向け	6,420円	5,680円
免税事業者向け	6,850円	6,110円

エ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(イ) 地方農政局長等は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの品質区分別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

その際、交付申請者が面積払の交付金を受給している場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

なお、算定された数量払の交付金額が面積払の交付金額を超えない場合は、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

(注) 小麦の数量払の交付金額は、交付申請者が春期には種する小麦と秋期には種する小麦それぞれについて面積払を受給している場合

には、それぞれの面積払の交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

(ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(エ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行っていただければ、交付申請を行ったものとします。

また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「面積払の収穫後交付を希望」の回答欄の「する」に✓を付けてください。

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ウ 作付面積の確認等

(ア) 面積払の交付対象面積については、別紙5「面積払の交付対象農地」に定めるとおりです。

(イ) 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

(ウ) (イ)の対象畑作物の作付面積、作付状況等の確認作業は農業共済組合又は農業保険法(昭和22年法律第185号)第107条第1項の共済事業を行う市町村(以下「農業共済組合等」といいます。)からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を取りまとめ、原則として、「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(様式第6号。以下「作付面積確認報告書」といいます。)の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。
その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報告することができるものとします。

(注) 地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(オ)に該当すると考えられる交付申請者がいる場合には、その旨を

地方農政局等に報告します。

エ 交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000円/10aを交付します。
ただし、そばについては、13,000円/10aを交付します。
なお、本単価については、令和8年産から適用します。

オ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。
この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.64）を乗じたものを交付対象面積とします。
- (注) 交付対象面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。
- (ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- (エ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。
- (オ) 地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、交付申請者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定を行います。
- (注) 対象畑作物に係る地域の基準単収は、地方農政局等において縦覧に供することとします。

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

- (ア) 面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものであり、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。

- (イ) 面積払の交付決定を受けた交付申請者及びオの(オ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにより営農計画書に記載した対象畑作物の作付面積の合計）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。
- (ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの原因書（参考様式1。以下「原因書」といいます。）及びその添付書類として原因書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量を得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの原因として自然災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害に指定された場合、災害復旧事業の対象となった場合、その他第三者による証明がなされている場合等。）又は気候変動の影響（以下「自然災害等」といいます。）その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(イ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。
- (エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要です。）をいいます。
このため、以下のa～eのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。
- a 自然災害等が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあつては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれか（以下「地域農業再生協議会長等」といいます。）による被害の証明がある場合を除きます。）
 - b 適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合
 - c ほ場条件の制約がある場合にあつては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合
 - d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し

等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

e 管理不十分のために収穫物を毀損させるなど交付申請者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(オ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下の a～d のすべてを提出することが必要です。

また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類（自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（作業日誌、対策を施したことが分かる写真等）

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（作業日誌、改善措置を施したことが分かる写真等）

(注) 自然災害等その他不可抗力の要因により地域全体や複数の農業者における当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができます。

(カ) 上記(ウ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一理由による理由書（自然災害等によるものは除きます。）が提出された場合には、原則としてその翌年産の生産に向けた改善指導を行う対象とします。

(キ) 上記(ウ)により面積払の交付対象とならないと判断された交付申請者に対しては、翌年産の面積払について、オ(オ)により、数量払交付申請書の提出の後、交付決定することとします。

(3) 収入減少影響緩和交付金

① 趣旨

収入減少影響緩和交付金は、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物（米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）を生産する農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本交付金は、交付申請者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い交付申請者が自ら積み立てている積立金の返納により補填を行います。

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(7) 交付申請・積立ての申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(イ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することとします。

このことにより、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出が行われたこととなります。

(イ) 生産予定面積

当年産において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと）の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により対象作物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であってその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあっては、主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）
- b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村
- c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認

定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ) 米穀の出荷・販売契約数量等の報告

積立ての申出に当たり、米穀の生産を予定する交付申請者においては、対象米穀が出荷・販売契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10-11号）を作成し、交付申請書に添付することとします。

(エ) 当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ア)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした交付申請者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の2により、積立申出者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補填に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。）に応じ算出された額（以下「当年積立額」といいます。）及びその納付先口座（別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の1により指定された積立金管理者（以下「積立金管理者」といいます。）が指定する口座をいいます。）を当該積立申出者に対し通知するものとします。

(オ) 当年積立額の納付

(エ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額（10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額）のいずれかを選択し、その額を当年の8月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ 交付申請

(ア) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の

対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

なお、米穀の直接販売を行う交付申請者にあつては、直接販売分の販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式9）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。また、確認書類の枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。

(イ) 生産実績数量

積立申出者は、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に当年において生産した全ての対象作物の種類ごとに、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める全ての生産実績数量を記載します。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
- b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村
- c その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

(注) 生産実績数量の単位は、1 kg単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、速やかに、別紙8「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」により交付金額を算定します。
- (ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。

オ 積立金の返納

地方農政局長等は、ウにより算定した返納額及び交付申請者に交付された交付金額の3分の1に相当する額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう積立金管理者に指示するとともに、当該申請者に対し、返納額及びその算定内容を通知します。

カ その他

当年積立額を納付した場合であって、事情により交付申請ができなかった場合の積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。

ただし、当該積立金の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。

第2 水田活用直接支払交付金

1 水田活用の直接支払交付金

(1) 趣旨

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。

このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。

(2) 水田収益力強化ビジョン

水田収益力強化ビジョンは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものです。全国の需給見通しや自らの産地の販売戦略等を踏まえた地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、高収益作物の導入等による収益力強化に向けた取組方針、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで、各農業者が主体的に自らの作付計画を判断し、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を更に推進することを目的としています。水田収益力強化ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

具体的な水田収益力強化ビジョンの内容等については、別紙11「水田収益力強化ビジョンについて」に定めています。

(3) 交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

(注1) 本交付金における「販売農家」とは、本交付金の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の(3)の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

(注2) 本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」

に✓を付け、「水田活用の直接支払交付金」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② 出荷・販売の実績報告等

ア 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第11-1号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注1）畑作物の直接支払交付金に交付申請した者であって、同交付金の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

（注2）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式2）を作成して提出してください。

（注3）飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式3）を作成・保管し、地方農政局長等の求めに応じて提出できるようにしてください。

イ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第11-2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写し又は当該数量を確認できる書類を添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注）農産物検査によらない方法で数量確認を行った交付申請者は、当該数量を確認できる書類として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第2の2の（2）に定める品質基準（以下「適合品位」といいます。）に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる販売伝票の写し等を提出する必要がある

あります。

なお、販売伝票等に記載された適合品位に相当するものと認められる根拠となる書類は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

(5) 作付面積の確認等

- ① 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

この場合は、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

- ② 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

また、(6)の①に規定する飼料作物のうち牧草に対する戦略作物助成については、地域農業再生協議会は、は種の実施に係る確認として、交付申請者からは種記録(種子購入伝票や作業日誌等)の提出を受けることとします。ただし、は種量やは種面積等を記載した「飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書」(参考様式5)の提出を受けることをもって種記録の提出に代えることができることとします。

- ③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。

(注) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

- ④ 地方農政局等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができることとします。

- ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
- イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
- ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

⑥ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。）別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のイに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業（以下「基盤整備事業」といいます。）の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙2の第6の4及び5の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第6の6の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度（以下「整備計画目標年度」といいます。）までの間、本要綱（6）の③及び4に定める畑地化促進助成及び畑地化促進事業を交付できることとします（ただし、本要綱（6）の③に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。）。

高度化要領別紙2の第9の3に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア 当年産において、主食用水稲を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあつては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物（牧草については、当年産においては種から収穫までを行うものに限ります。）	35,000円／10a
飼料作物（牧草のうち、当年産においては種を行わず収穫を行うものに限ります。）	10,000円／10a
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米及び米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円／10a (下記イ参照)

(注1) 販売のために自家加工品の製造原料に供する目的又は自らの畜産経営の用に供する目的で対象作物を生産する者も対象となります(産地交付金及び畑地化促進助成も同様です)。

(注2) 戦略作物助成は、基幹作のみを対象とします。

(注3) 牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うものについては、現地確認又は種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえたは種が行われたと認められる面積を対象とします。

(注4) 多年生牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うもので、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、地域農業再生協議会がは種の妥当性を認めるものに限り、35,000円/10aの交付単価とすることとし、妥当性が認められない場合は、当年産においては種を行わず収穫を行うものとみなし、10,000円/10aの交付単価とします。

(注5) IVの第2の2又は3において、支援対象となった面積については、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし（とうもろこしの子実部分及び子実部分と併せて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの（野菜を除きます。）をいいます。以下同じです。）のうち飼料用に限ります。）、加工用米及び米粉用米の戦略作物助成の対象から除きます。

イ 飼料用米及び米粉用米の交付単価は、その10a当たり交付対象数量（注1）について、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める単価とします。

（ア）（標準単収値－150）kg以下の場合 55,000円/10a

（イ） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種（以下「多収品種」といいます。）の飼料用米及び米粉用米は、10a当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg～（標準単収値＋150）kgの場合 $80,000円/10a + 25,000円/150kg \times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外（以下「一般品種」といいます。）の飼料用米にあつては、 $65,000円/10a + 10,000円/150kg \times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価）

（ウ）（標準単収値＋150）kg以上の場合 105,000円/10a（一般品種の飼料用米にあつては、75,000円/10a）

ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の1の（2）に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、（ア）から（ウ）までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律65,000円/10a（（ア）に該当する場合にあつては、55,000円/10a）に設定することができることとします。当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までにその旨を地方農政局等に報告することとします。

(注1) 10a当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。

この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、以下のいずれかに限るものとします。

ア 農産物検査によらない方法により、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第2の2の（2）の要件を満たしていることを確認したもの

イ 飼料用米等の数量報告書を提出した時点において共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであつて、当該施設等に配置された農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当品位の確認が行われ、適合品位に相当すると認められたもの

なお、イにより適合品位に相当すると認められたものについては、出荷時に別途農産物検査を受けなければならないものとします。

また、もみで数量確認を行った場合は、当該数量に0.8を乗じた数量（小数点以下切り捨て）を用いて10 a 当たり交付対象数量を算定します。

農産物検査を受けず、かつ、農産物検査によらない方法での数量確認を行わない場合の交付単価は55,000円/10 a とします。

(注2) 「ふるい上の米」は、実際にふるい目幅1.70mmのふるいにかけたもの又は(注1)における適合品位に相当するもの若しくは適合品位に相当すると認められるものの数量に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)を乗じた値(小数点以下切り上げ)とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者が飼料用米等の数量報告書を提出する際に、農林水産統計の10月25日現在の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合(1.70mmふるい目)が公表されている場合にあつては、(注1)における適合品位に相当するもの又は適合品位に相当すると認められるものの数量に、当該予想玄米重歩合を乗じた値(小数点以下切り上げ)としても差し支えないものとします。

(注3) 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値で除した値(小数点以下切り上げ)とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されている場合にあつては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値で除した値(小数点以下切り上げ)としても差し支えないものとします。

(注4) 交付金額は、1円未満を切り捨てとします。

(注5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し提出を行った加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10 a とし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は65,000円/10aとします。

(注6) 自然災害等その他不可抗力の要因により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は65,000円/10aとすることができることとします。

- ① 自然災害等その他不可抗力の要因であることが客観的に確認できること（自然災害等の影響が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）
- ② 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること（作業日誌、種子や肥料の購入伝票で確認できる場合等）
- ③ 交付申請者の各年における収量実績から標準単収値を控除した値の原則過去3年平均が0以上であること

ウ 交付金の算定に当たって、飼料用米又は米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下の米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

② 産地交付金

水田収益力強化ビジョンに基づく、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産、③二毛作や耕畜連携の推進に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的な産地交付金の考え方及び設定手続については、別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」に定めています。

③ 畑地化促進助成（令和8年度当初予算事業）

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで70,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ 定着促進支援

(ア) 高収益作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当

年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

(イ) 畑作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

ウ 子実用とうもろこし支援

水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知。以下「水田農業高収益化通知」といいます。）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、子実用とうもろこしを作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、10,000円/10aの交付金を交付します。

具体的な内容については、別紙14「畑地化促進助成について」に定めています。

(注1) 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とします。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとします。なお、この場合、水田収益力強化ビジョン又は都道府県推進計画の承認手続と併せて、地方農政局等の承認を得ることとします。以下同じです。

(注2) 一般作物とは、高収益作物以外の作物（水稻を除きます。）を指します。

(注3) 加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限ります。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者とします。

- a 生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、又は委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介在する場合にあつては、当該中間事業者も含めた契約）であること

- b 出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間（契約期間）及び契約数量又は契約面積が記載されていること

（注4）イの（ア）又は（イ）の支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化の取組を行う必要があります。

ただし、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化通知に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を作付けする場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

④ 都道府県連携型助成

都道府県が事業を措置して転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該支援の対象となった交付申請者に対して、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）に応じて、当該支援の単価と同単価（10a当たり5千円以内）で交付金を交付します。ただし、当該支援における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該支援の要件を適用します。具体的な内容については、別紙15「都道府県連携型助成について」に定めています。

（注）転換作物とは、戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物、高収益作物及び子実用とうもろこしをいいます。以下同じです。

（7）交付対象面積等の算定

- ① 戦略作物助成及び畑地化促進助成については地域農業再生協議会、都道府県連携型助成については都道府県から、それぞれ報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。
- ② 産地交付金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第11-3号）に取りまとめて、都道府県を經由して地方農政局等に報告します。

（注）面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

（8）交付決定及び交付金の交付

- ① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- ② 地方農政局長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成、産地交付金、畑

地化促進助成及び都道府県連携型助成の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

ただし、飼料用米、米粉用米の数量払いに係る交付金計算書については、交付金額の確認作業の進捗状況に応じ、交付単価55,000円/10a超の部分に係る分をその他の分とは別に作成し、送付することができるものとします。

- ③ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の8月から翌年3月ごろになります。

(9) 適切な生産の徹底等

- ① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、②から⑤までの規定により本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、(8)の③の交付決定を行うこととします。また、本交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る本交付金を返還していただくこととします。

- ② 畑作物の直接支払交付金の対象作物にあつては、同交付金の交付申請の有無にかかわらず、第1の1の(2)の③の力の規定に準じて同交付金の交付対象となり得るものが、本交付金の交付対象となります。

- ③ 新市場開拓用米及び加工用米にあつては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合、飼料用米(生もみを利用するものを除きます。)及び米粉用米にあつては交付対象数量及び交付対象面積から算出された10a当たりの収量が、標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、その他の作物(畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物、飼料作物及びWCS用稲を除きます。)にあつては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

- ④ 飼料作物及びWCS用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとし、それらと比較して収量が2分の1に満たない場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

- ⑤ 収量が相当程度低い場合であっても、参考様式1により収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類が提出され、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、②から④までの

規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1) 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害等であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(注2) 証拠書類については、合理的な理由の有無を確認するため、以下のア～エの全てを提出することが必要です。また、これら以外にも地方農政局長等が追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が別に定める期限までに提出することが必要です。

ア 収量が相当程度低くなった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類（自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）

イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

(注3) 自然災害等その他不可抗力の要因により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との

関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

- ⑥ ⑤において、合理的な理由があることが認められた場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導（参考様式7）を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一品目において理由書（自然災害等によるものは除く。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

また、改善指導を受けた交付申請者において、次年度以降収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付対象とはなりません。

- ⑦ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等その他不可抗力の要因によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、

ア その原因が自然災害等その他不可抗力の要因によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等その他不可抗力の要因ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること

イ 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること

を条件として、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。

- ⑧ 新規需要米及び加工用米の主食用へのお荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、加工用米等取組計画書の受理等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等へのお荷数量を確認します。

また、生もみを利用する飼料用米及びWCS用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1) 趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた作物

の生産を推進していくことが重要です。

このため、水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

(2) 事業内容

コメ新市場開拓等促進事業は、(3)の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じて交付金を交付する事業です。

(3) 用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、(4)の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者、中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

④ 加工用米

加工用米として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の

推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑥ 酒造好適米

農産物規格規程第1の2(2)ハに規定する醸造用玄米のうち、産地品種銘柄に因らずにこれに該当するものをいいます。ただし、③に該当するものを除きます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(8)の①に定める交付対象者は、本事業に係る交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。なお、当該計画書の変更に係る手続は、これに準じて行うものとします。
- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に

通知するものとします。

- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙17の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第13-3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田（別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいいます。以下同じです。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者としてします。

② 対象作物

対象とする作物は、水田において、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米、米粉用米又は酒造好適米とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表1に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙18によるものとします。

イ 別表1の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ただし、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、④で定める多収品種加算の交付を受ける場合には、別表1の「⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入」の取組に加え、3つ以上の取組を行うこととします。

ウ 交付対象とする取組の実施に当たっては、以下のいずれかを満たしているものとします。なお、交付対象者、実需者及び集出荷業者等は、以下のいずれの場合においても同種又は類似の内容の契約に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を定めることのないよう十分注意願います。

(ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。ただし、酒造好適米にあつては、上記に加え、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること又は安定的な生産に向けた体制が整っていること。

エ ウの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者とします。

オ 新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

酒造好適米にあつては、出荷予定数量とイの当該取組を行う水田の合計面積から算定された単収が、過去の実績や近傍のほ場と比較して合理的な範囲内であることとします。

カ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた、又は受ける予定の取組は、原則として本事業による交付対象としないものとします。

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。なお、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、③に規定する交付対象とする取組を行い、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に規定する多収品種又は地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、5,000円/10aを加算します（多収品種加算）。

作物	交付単価
新市場開拓用米	40,000円/10a
加工用米	30,000円/10a
米粉用米	90,000円/10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大30,000円/10a※

※ 酒造好適米の交付単価は、令和8年度から連続する低コスト生産等の取組年数に応じて1年当たり10,000円/10aとし、最大3年分を令和8年度に一括で交付します。なお、3年分の交付を受ける場合には、交付対象者又は集出荷業者等と実需者との間で、「価格決定の考え方」を予め設定する必要があります。

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

イ 取組計画書は、様式第13-4号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第13-1号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、(6)の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとしします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、(6)の①及び(8)の⑤のアからエまでに準じた手続を行うものとしします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金の交付申請者」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「コメ新市場開拓等促進事業の対象作物」と読み替えるものとしします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- (ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、⑥のオの交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、Ⅳの第2の1の(9)の③及び⑤から⑧までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の(9)中「本交付金」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

⑧ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第13-5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の交付対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第13-6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第13-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告する

ものとしします。

⑨ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとしします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとしします。

⑩ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、当年産における水田活用の直接支払交付金において、交付対象者に対する戦略作物助成（加工用米：10a当たり20,000円、米粉用米：10a当たり55,000円～105,000円）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：10a当たり20,000円）の対象面積から除外するものとしします。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとしします。

3 畑作物産地形成促進事業

（1）趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた麦・大豆、野菜等の畑作物の生産を推進していくことが重要です。

このため、畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

（2）事業内容

畑作物産地形成促進事業は、（3）の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対

して取組面積に応じて交付金を交付する事業です。

(3) 用語の定義

「3 畑作物産地形成促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される畑作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、(4)の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者及び中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 高収益作物

IVの第2の1の(6)の③に定めるものをいいます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第14-1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(8)の①に定める交付対象者は、本事業に係る交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第14-2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。なお、当該計画書の変更に係る手続は、これに準じて行うものとします。
- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙19の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第14-3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田において、②に定める対象作物を生産する販売農

家及び集落営農であって、プランに参画する者としてします。

② 対象作物

ア 対象とする作物は、水田において、基幹作として作付される新市場開拓向け又は加工向けの麦及び大豆、新市場開拓向け又は加工・業務用向けの高収益作物並びに子実用とうもろこしとします。

イ アの高収益作物については、事業に取り組む年度における水田活用の直接支払交付金の産地交付金において、当該地域農業再生協議会又はその地域農業再生協議会が所在する都道府県が支援対象とする品目に限るものとします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表2に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙20によるものとします。

イ 別表2の取組については、交付を申請する品目ごとに、畑作物本作化促進メニュー（同表の取組のうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）を1つ以上含めて3つ以上行うこと（以下このイ及びウにおいて「交付要件取組」という。）とします。ただし、麦については、交付要件取組に加えて赤カビの防除も必ず行うこととします。また、大豆、高収益作物及び子実用とうもろこしについては、額縁明渠又は心土破碎に加えて同表の取組のうち3つ以上の取組を行うことで交付要件取組の実施に代えることができることとします。

ウ 交付対象面積は、交付要件取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

エ 交付対象とする取組の実施にあたっては、以下のいずれかを満たしているものとします。

(ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を

計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

オ エの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者としてします。

カ ウの交付対象面積は、エの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

キ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた又は受ける予定の取組は、原則として本事業による交付対象としないものとします。

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のウの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。

ただし、畑作物の導入・定着を円滑に進める上で 特に対応する必要があるとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

作物	交付単価
麦、大豆、 高収益作物、子実用とうもろこし	40,000円／10a

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

イ 取組計画書は、様式第14-4号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第14-1号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出

して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第14-2号により都道府県取組計画書を作成し、(6)の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、(6)の①及び(8)の⑤のアからエまでに準じた手続を行うものとします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「畑作物産地形成促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑作物産地形成促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑作物産地形成促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。この場合において、IVの第2の1の(5)の①中「生産年の7月1日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」とします。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- (ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、⑥のオの交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、Ⅳの第2の1の(9)の②及び④から⑦までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の(9)中「本交付金」は「畑作物産地形成促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

⑧ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第14-5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の交付対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第14-6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第14-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状

況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとします。

⑨ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとします。

⑩ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、当年産における水田活用の直接支払交付金において、交付対象者に対する戦略作物助成（麦・大豆：10a当たり35,000円、飼料作物（子実用とうもろこし）：10a当たり35,000円）の対象面積から除外するものとします。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとします。

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）（令和7年度補正予算事業）

（1）趣旨

輸入依存度の高い麦・大豆や野菜等の畑作物について、需要に応じた生産や安定した供給を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取組を支援します。

（2）交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

（注1）本事業における「販売農家」とは、本事業の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の（3）の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

（注2）本事業における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成され

る農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本事業の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものことです。

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「畑地化促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑地化促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑地化促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

(4) 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。この場合においてただしⅣの第2の1の(5)の①中「生産年の7月1日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」と読み替えるものとします。

(5) 交付単価等

当年産における取組内容に応じて以下の支援を行います。

ただし、水田の畑地化を通じた畑作物の定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるものとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

① 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで70,000円/10aの交付金を交付します。

② 定着促進支援

ア 高収益作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場

合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

イ 畑作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、それぞれ当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

(注1) 具体的な内容については、別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」に定めています。

(注2) 加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限り、また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者として、

(ア) 生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、又は委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介在する場合にあつては、当該中間事業者も含めた契約）であること

(イ) 出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間（契約期間）及び契約数量又は契約面積が記載されていること

(注3) ア又はイの支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化の取組を行う必要があります。

ただし、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付する場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

(注4) ②のア又はイの支援のうち、5年間分を一括して交付金を交付する方式又は既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付する方式については、畑地化の取組を開始した年産から5年にわたって毎年交付される方式により配分を実施し、更に残余がある場合、予算の残余额の範囲において、要望者ごとの定着促進支援の交付方式の希望状況

を踏まえつつ、交付することとします。

(6) 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

(注) 面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

(7) 交付決定及び交付金の交付

① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

② 農産局長は、事業実施前に本事業に対する要望の把握を「畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る要望調査表」（様式第15号）により行うものとします。把握した要望について、次のとおり取り扱うこととします。

ア 農産局長は、予算の範囲内において、配分対象となる者及び当該配分額その他必要な事項を決定し、これらを様式第16-1号により地方農政局長等に通知するものとします。（具体的な内容については、別紙22「畑地化促進事業の配分基準について」に定めています。）

イ 地方農政局長等は、アにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する都道府県に関する内容を、様式第16-2号により、当該都道府県に通知するものとします。

ウ 都道府県は、イにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する地域農業再生協議会に関する内容を、様式第16-3号により、当該地域農業再生協議会の長に通知するものとします。

エ 地域農業再生協議会の長は、ウにより受領した通知の内容について、配分対象者に関する内容を、様式第16-4号により、当該配分対象者に通知するものとします。

③ 地方農政局長等は、交付申請者ごとの畑地化支援及び定着促進支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

④ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(8) 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう

配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、(7)の④の交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、IVの第2の1の(9)の②及び④から⑦までの規定を適用する。ただし、IVの第2の1の(9)中「本交付金」は「畑地化促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

V その他

第1 交付申請者の農業経営の承継等

- 1 交付対象者の要件を満たしていることの確認をあらかじめ受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じです。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとします。
- 2 交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとします。
- 3 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、2により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。
- 4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

(1) 2により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合

- ① 承継者に係る交付申請書
- ② 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類
- ③ 収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあっては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類

(2) 3により交付金の交付（死亡した交付申請者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合

- ① 死亡した交付申請者と相続関係があることを確認できる書類
- ② 交付申請者が死亡したことを確認できる書類

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の運用及び手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) 都道府県

- ① 都道府県農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、国が作成する主食用米に関する全国の需給見通し（以下「全国の需給見通し」といいます。）、自らの産地の販売戦略等を踏まえた主食用米、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物等の作付方針等（水田収益力強化ビジョン）を作成
- ② 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- ③ 関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進等

(2) 都道府県農業再生協議会

- ① 都道府県、農協等の団体その他の構成員が連携して、全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進
- ③ 荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進等

(3) 市町村

- ① 地域農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積の確認等
- ③ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
- ④ 経営所得安定対策等の普及・推進等

(4) 農協等の団体

- ① 地域農業再生協議会に実際に集荷・販売を行っている立場から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金（特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積等の確認等
- ③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等

- ④ 経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な一括申請等の取組等

(5) 農業共済組合等

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
- ② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
- ③ 収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供等

(6) 地域農業再生協議会

- ① 市町村、農協等の団体、農業共済組合等、農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成
- ② 農業者に対して、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報の提供
- ③ 農業者に対して、需要に応じた生産が図られるよう作付けに関する助言
- ④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力
- ⑤ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金の取りまとめ、納付等
- ⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等
- ⑦ 産地交付金の要件設定・確認
- ⑧ 農業者別の水田情報等の整理
- ⑨ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
- ⑩ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
- ⑪ 経営所得安定対策等の普及・推進等

(7) 地方農政局等

- ① 経営所得安定対策等の普及・推進
- ② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付
- ③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認
- ④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、適切な生産の徹底
- ⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の受理、横流れ等の不正流通の防止の徹底
- ⑥ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力、アダムスへの入力、交付金の交付等

- ⑦ 市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援
- ⑧ 経営所得安定対策等に係る立入調査等

第3 証拠書類等の保存期間

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。

第4 報告及び検査

- (1) 地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。
具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらいます。
- (2) また、地方農政局長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地方農政局等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。
- (3) 経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。
- (4) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次により地方農政局等の職員が必要な事項の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。
 - ① 法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査します。
 - ② ①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。
 - ③ ①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。
 - ④ 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農協、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとします。

第5 交付金の返還等

- (1) 経営所得安定対策等の交付金について、
 - ① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類

の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合

② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合

③ 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米及び加工用米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合

④ 地方農政局等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合

などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対して交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しない場合があります。

なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。

また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。

(2) 地方農政局長等は、(1)により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。

(3) (2)により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとします。

また、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。

(注) 平成27年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。

第6 罰則

畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次の罰則規定があります。

(1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

(2) 第4の(4)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第4の(4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処されることがあります。

(3) 法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じです。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員

者が、その法人又は人の業務に関して、（１）又は（２）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、（１）又は（２）の罰金刑が科されることがあります。

第 7 その他

経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7133号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行します。
- 2 本実施要綱の制定に伴い、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。
ただし、平成22年度に戸別所得補償モデル対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例によることとします。

附 則（平成23年9月1日付け23経営第1616号）

この通知は、平成23年9月1日から施行します。

附 則（平成24年4月6日付け24経営第3521号）

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度事業実施要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成24年12月17日付け24経営第2660号）

- 1 この通知による改正は、平成24年12月17日から施行します。
- 2 この通知による改正後の第7の4の（2）の②及び（3）の④の規定に係る部分については、平成25年4月1日から適用します。
- 3 この通知による改正後の第7の5の（1）の①及び⑦の規定に係る部分については、平成24年3月1日以後に行われたこの通知による改正後の第7の5の（1）の①に規定する利用権の設定について適用します。

附 則（平成25年1月17日付け24経営第2841号）

この通知は、平成25年1月17日から施行し、この通知による改正後の附則第2項及び第3項は、平成24年12月17日から適用します。

附 則（平成25年5月16日付け25経営第360号）

- 1 この通知による改正は、平成25年5月16日から施行します。
- 2 この通知による改正後の別紙10の2の（5）の規定による都道府県の地方農政局等に対する産地資金の活用計画書の提出期限について、「5月31日」とあるのは、平成25年度にあっては「6月5日」とします。
- 3 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度実施要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成26年4月1日付け25経営第3838号）

- 1 この通知による改正は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正後のIVの第2の4の（2）①の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第8号の2の提出期限について、「12月20日」とあるのは、平成26年度にあっては「12月19日」とします。
- 3 この通知による改正後のIVの第2の4の（2）②の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第8号の3の提出期限について、「1月31日」とあるのは、平成26年度にあっては「2月2日」とします。
- 4 この通知による改正後の別紙11の2の（6）の規定による都道府県の地方農政局等に対する水田フル活用ビジョンの提出期限について、「5月31日」とあるの

は、平成26年度にあつては「6月2日」とします。

- 5 この通知による改正前の経営所得安定対策実施要綱の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3507号）

- 1 この通知による改正は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 交付申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなします。
- 3 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 4 本実施要綱の改正に伴い、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）は廃止します。ただし、平成26年度に同要領に基づき行われた取組については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年9月30日付け27経営第1527号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、農林水産省生産局長がこの通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「旧実施要綱」といいます。）の規定によりした判断その他の行為（以下「判断等」といいます。）は、農林水産省政策統括官がした判断等とみなします。
- 3 この通知の施行前に、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が旧実施要綱の規定によりした審査その他の行為（以下「審査等」といいます。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長がした審査等とみなし、この通知の施行前に旧実施要綱の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」といいます。）は、当該地域センターの管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の長に対してした申請等とみなします。

附 則（平成28年3月31日付け27政統第892号）

- 1 この通知による改正は、平成28年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成28年10月11日付け28政統第987号）

この通知は、平成28年10月11日から施行します。

附 則（平成29年4月1日付け28政統第1937号）

この通知は、平成29年4月1日から施行します。

- 1 この通知による改正は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成28年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 3 本実施要綱の改正に伴い、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）は廃止します。ただし、平成

28年度に同要領に基づき行われた取組については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成30年2月1日付け29政統第1539号）
この通知は、平成30年2月1日から施行します。

- 附 則（平成30年4月1日付け29政統第1973号）
- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業の取扱い並びに本要綱Ⅳの第1の1の（3）の②のイの規定に基づき、29年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 附 則（平成31年4月1日付け30政統第2072号）
- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき平成30年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第1の1の（3）の②のイの規定によりなされた30年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 附 則（令和元年9月18日付け元政統第841号）
- 1 この通知は、令和元年10月1日から施行します。
 - 2 この通知の改正前の経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の②のアのウの規定に基づきなされた令和元年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 附 則（令和2年4月1日付け元政統第1506号）
- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき令和元年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第1の1の（3）の②のイの規定によりなされた令和元年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 附 則（令和2年12月25日付け2政統第1556号）
- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行します。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
 - 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

- 附 則（令和3年3月31日付け2政統第1980号）
- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき令和2年度までに実施した事業の取扱い及び改正前

要綱Ⅳの第1の1の(3)の②のイの規定によりなされた令和2年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 3 この通知の施行の際現に改正前要綱のⅣの第2の6の(3)の(注1)の水田フル活用ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得ている作物については、改正後の本要綱のⅣの第2の6の(3)の(注1)の水田収益力強化ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得た作物とみなします。

附 則 (令和4年4月1日付け3農産第3694号)

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱(以下「改正前要綱」といいます。)の規定に基づき令和3年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第1の1の(3)の②のイの規定によりなされた令和3年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則 (令和4年12月27日付け4農産第3535号)

- 1 この通知は、令和4年12月27日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」といいます。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則 (令和5年4月27日付け4農産第5527号-1)

- 1 この通知は、令和5年4月27日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱(以下「改正前要綱」といいます。)の規定に基づき令和4年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第1の1の(3)の②のイの規定によりなされた令和4年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
ただし、この通知による改正後の別紙6の「対象作物」欄の「米穀」の「確認書類」欄における2の①の規定による確認書類については、令和4年産に係る交付申請から適用します。
- 3 この通知による経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金の交付申請手続に係る改正については、今年度当初に遡って適用します。

附 則 (令和5年11月29日付け5農産第3233号)

- 1 この改正は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和6年4月1日付け5農産第5110号）

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）IVの第1の1の（2）の②のアの（エ）又は（3）の②のイの（ア）の規定による令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域内において農業経営を営み、若しくは営もうとして市町村、都道府県知事若しくは農林水産大臣から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項若しくは第13条の2第1項の規定による認定を受けている者若しくは当該災害発生市町村から同法第14条の4第1項の規定による認定を受けている者又はこれらの者若しくは当該災害発生市町村の区域に住所（法人にあっては、事務所）を有する者を構成員に含む集落営農の地方農政局等又は地域農業再生協議会に対する様式第9-1号又は様式第10-1号の提出期限について、「3月5日」又は「4月30日」とあるのは、令和6年度にあっては「6月30日」とします。
- 3 改正前要綱の規定に基づき令和5年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱IVの第1の1の（3）の②のイの規定によりなされた令和5年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

ただし、この通知による改正後の様式第10-1号については、令和5年産に係る交付申請に使用することができます。

附 則（令和6年12月18日付け6農産第3487号）

- 1 この改正は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け6農産第5159号）

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき令和6年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱の規定によりなされた令和6年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、この通知による改正後の様式第10-1号については、令和6年産に係る交付申請に使用することができます。

附 則（令和7年6月19日付け7農産第1202号）

- 1 この通知は、令和7年6月19日から施行します。ただし、この通知による改正後の様式第13-1号、様式第13-2号、様式第13-6号別添、様式第13-7号別添、第14-1号、様式第14-2号、様式第14-6号別添及び様式第14-7号別添については、令和8年産に係る交付申請から使用するものとします。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定によりなされた令和7年産に係るコメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 8 年 1 月 13 日付け 7 農産第 3804 号）

- 1 この改正は、令和 8 年 1 月 13 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 8 年 4 月 8 日付け 7 農産第 5649 号）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 8 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例によるものとします。ただし、この通知による改正後の別紙 6 の「対象作物」欄の「米穀」の「確認書類」欄における 1 の規定による確認書類については、令和 7 年産に係る交付申請から適用することとします。また、様式第 10-1 号及び参考様式 9 については、令和 7 年産に係る交付申請に使用することができます。

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

1 交付対象水田の整理・更新の基本的な考え方

- (1) 地域農業再生協議会においては、毎年7月1日現在で、農業者ごとの営農計画書等を基に、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」といいます。）を明確にした水田情報（水田台帳等）を整理してください。
- (2) 交付対象水田の整理に当たっては、次の方法を基本とします。
 - ① 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。
また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。
 - ② 交付対象水田の面積については、田本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含みません。
なお、施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は、生産に用いる施設の面積とします。
 - ③ 地域農業再生協議会は、営農計画書に記載された交付対象水田について、その状況を適切に把握することとし、次のいずれかの方法により、定期的に確認し、その確認に要した資料（実測の測定資料、畦畔率の根拠資料など）は、次に確認を行うまで保管することとします。

ア 実測

水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積の確認の機会を利用して、交付対象水田の本地面積を各筆ごとに測定します。

イ 水稻共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

交付対象水田に係る水稻共済細目書の水田面積（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）の他、土地登記簿、固定資産課税台帳、農地台帳、地積調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合します。

ただし、当該資料に記載された面積が本地面積であることが確認できない場合には、次のいずれかの手法を参考に推計した畦畔率を用いて畦畔面積を算出して、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積と照合します。

- ・ 交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
- ・ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等の水田の区画が整理されている地域に限ります。）
- ・ 統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して定めたもの

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

② 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）

イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備。以下同じです。）を有しない農地（天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

ウ 撤去が困難な園芸施設（国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物又は構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくものであって、処分制限期間内にあるものに限ります。））が設置されている農地

③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。）の目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいいます。以下同じです。）において、農業を担う者が位置づけられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稲の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、水稲の作付けが困難であることが確認できる

こと

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること

⑤ 別紙14「畑地化促進助成について」の1の（1）及び別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の対象となる農地

（2）（1）のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、①から③までに該当するもので、⑤のアからカまでのいずれかに該当するものを除きます。

① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、

ア 水稻の作付けが行われた水田

イ 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等

に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地方農政局長等が認めたもの。

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

- ④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田の有効活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、個人単位又は地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理することについて地方農政局長等が認めたもの
- ⑤ 交付対象水田に該当しない土地
- ア 新規開田地（新規開田地とは、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）附則第 2 条第 1 項に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）
- イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として 2 の（1）の②に該当するもの
- ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地
- エ 平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
- ・ 地域計画の目標地図において、農業を担う者が位置付けられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和 4 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）
 - ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
 - ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）
- オ 令和 9 年度以降、過去 5 年間連続して水稻作付けが行われていない農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
- (ア) 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること
- (イ) 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること
なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。
- (ア) たん水管理を 1 か月以上実施したことが確認できること
- (イ) 令和 7 年度又は令和 8 年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること
- カ 平成 30 年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地、令和 2 年度以降に水田農業高収益化推進助成の畑地化の取組の交付対象となった農地、又は別紙 14「畑地化促進助成について」の 1 の（1）若しくは別紙 21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる

取組等について」の1の(1)に規定する取組の対象となった農地

3 報告及び指導

地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

特に、2の(2)の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
<p>麦 (春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)</p>	<p>交付年度に生産する麦であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）は対象外です。</p> <p>なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます(以下同じです。)</p>	<p>(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） <p>(注1) 品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</p> <p>なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります（以下同じ。）。</p> <p>(注2) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条の農林水産大臣が定める規格及び第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成18年農林水産省告示第1110号）の別表1から4に掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類（以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（農林水産省農産局穀物課長が別に定めるところによる。） ② 当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）

		<p>(2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類
大豆	<p>交付年度に生産する大豆であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく大豆品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたもの又は品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの若しくは特定加工用大豆の合格相当と確認されたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。</p>	<p>(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など） <p>(2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など）
てん菜	<p>交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度7.0度以上のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内産糖製造事業者の販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類
でん粉原料用ばれいしょ	<p>交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類
そば	<p>交付年度に生産するそばであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販</p>	<p>(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p>

	<p>売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づくそば品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用そばは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など） <p>(2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など）
<p>なたね</p>	<p>交付年度に生産する食用植物油脂（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供されるなたねであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。</p> <p>ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 品種名が確認できる書類（種子購入伝票など）

(注1) なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）

なお、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ及びペノカのしずくの5品種については、種子の購入伝票などによって品種の確認をすることとします。品種の確認ができない場合、当該5品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなります。

(注2) 農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）等にあつては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

(注3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畑作物については、は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象畑作物については、は種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

(注4) 表中の「需要者との販売契約」については、対象畑作物のは種前に締結されたものとしませんが、農業者・農協等と需要者等との間では種前の需給に関する情報交換（当該畑作物の生産量や品質等に関するもの）等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号の 1 の表中の備考 2 の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの基準は、1 の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること（2 の「品位等区分の確認の方法」及び 3 の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。）とします。

1 品位の等級に相当すると認められるものの基準

(1-1) 普通小麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	異種穀粒 (%)	異物		
						麦角粒 (%)	なまぐさ 黒穂病率 (%)	左記以外 (%)
1 等 相当	780 以上	75.0 以上	12.5 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.4 以下
2 等 相当	730 以上	60.0 以上	12.5 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.6 以下

(1-2) 強力小麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	硝子率 (%)	水分 (%)	異品 種粒 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
						計 (%)	異種 穀粒 (%)	異物		
								麦角粒 (%)	なまぐ さ黒穂 病粒率 (%)	左記 以外 (%)
1 等 相当	760 以上	75.0 以上	70.0 以下	12.5 以下	5.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.4 以下
2 等 相当	730 以上	65.0 以上	—	12.5 以下	10.0 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.6 以下

附

- 1 普通小麦の規格は、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める品種銘柄（以下「品種銘柄」という。）として定められた品種以外的小麦について適用する。
- 2 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種について適用する。
- 3 普通小麦及び強力小麦のうち 1 等相当及び 2 等相当のものには、被害粒のうち発芽粒が 2.0%、赤かび粒が 0.0%及び黒かび粒が 5.0%を超えて混入してはならない。
- 4 普通小麦のうち 1 等相当及び 2 等相当のものには、強力小麦が 10%を超えて混入してはならない。
- 5 小麦には、異物として土砂（これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。）が混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。

- 2 容積重…ブラウエル穀粒計で測定した10の重量をいう。
- 3 整粒…2mmの縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、砕粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 6 発芽粒…発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
- 7 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 8 黒かび粒…かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 9 異品種粒…その品種以外の小麦の粒をいう。
- 10 異種穀粒…小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 11 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 12 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 13 なまぐさ黒穂病粒率…なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 14 硝子率…整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

(2-1) 普通小粒大麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1等相当	600 以上	75.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2等相当	540 以上	60.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

(2-2) 普通大粒大麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1等相当	620 以上	75.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2等相当	560 以上	60.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

附

- 1 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麦で飼料用に供されないものについて適用する。
- 2 普通大粒大麦の規格は、二条大麦で飼料用に供されないものについて適用する。
- 3 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち1等相当及び2等相当のものにあっては0.0%を超えて混入してはならない。
- 4 大麦には、異物として土砂（これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。）が混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 容積重…ブラウエル穀粒計で測定した10の重量をいう。

- 3 整粒…2 mm (普通大粒大麦にあっては2.2mm) の縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒等)をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあっては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 6 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 7 熱損粒…熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 8 異品種粒…その品種以外の小麦の粒をいう。
- 9 異種穀粒…大麦を除いた他の穀粒をいう。
- 10 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 11 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

(3) はだか麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1等相当	760 以上	70.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2等相当	710 以上	55.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

附

- 1 はだか麦のうち1等相当及び2等相当のものにあっては、被害粒のうち赤かび粒が0.0%を超えて混入してはならない。
- 2 はだか麦には、異物として土砂(これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。)が混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 容積重…ブラウエル穀粒計で測定した1ℓの重量をいう。
- 3 整粒…2 mm の縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒及び種子はだか麦についての芽くされ粒等)をいう。ただし、普通はだか麦にあっては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 6 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 7 熱損粒…熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 8 異種穀粒…はだか麦を除いた他の穀粒をいう。
- 9 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 10 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

(4-1) 普通大豆

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物			
			計 (%)	著しい被害粒 等 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等 相当	70.0 以上	15.0 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.0 以下
2等 相当	70.0 以上	15.0 以下	20.0 以下	2.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
3等 相当	70.0 以上	15.0 以下	30.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	0.0 以下

(4-2) 特定加工用大豆

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物			
			計 (%)	著しい被害粒 等 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
合格 相当	70.0 以上	15.0 以下	35.0 以下	5.0 以下	2.0 以下	0.0 以下

附

- 1 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の3等相当のもの及び特定加工用大豆の合格相当のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
- 2 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径6.1mm（北海道で生産されたものにあつては直径6.7mm）の丸目ふるいをもって分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径5.5mmの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が10%未満でなければならない。
- 3 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものの粒が1等相当のものにあつては0.0%、2等相当のものにあつては5.0%、3等相当のものにあつては10%を超えて混入してはならない。
- 4 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 粒度…次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径7.9mm（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径8.5mm、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径9.1mm）
中粒大豆	直径7.3mm
小粒大豆	直径5.5mm
極小粒大豆	直径4.9mm

- 3 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。

- 4 被害粒…損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあっては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のものを、特定加工用大豆にあっては製品の品質に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 5 未熟粒…成熟していない粒をいう。
- 6 著しい被害粒等…被害粒のうち著しく損傷を受けたもの及び未熟粒のうち著しく充実度が劣るものをいう。
- 7 異品種粒…その品種以外の大豆の粒をいう。
- 8 異種穀粒…大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 9 異物……穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
- 10 整粒等…整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）、未熟粒及び被害粒（原形の2分の1以下の破碎粒、子葉が1枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。

(5-1) 普通そば

	容積重 (g)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等相当	640 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等相当	580 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

(5-2) 普通そば（四倍体）

	容積重 (g)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等相当	600 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等相当	550 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

(5-3) だったんそば

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等相当	80.0 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等相当	80.0 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

附

- 1 普通そば（四倍体）の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 2 普通そば（四倍体を除く。）にあっては、直径 4.5mmの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が 70%未満の場合、1等及び2等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に 20 g を加算したものとする。
- 3 普通そばには、だったんそばが 0% を超えて混入してはならない。
- 4 だったんそばには、普通そばが、1等のものにあっては 1%、2等のものにあっては 2% を超えて混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 容積重…ブラウエル穀粒計で測定した1ℓの重量をいう。
- 3 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 4 被害粒…損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等）をいう。ただし、普通そばにあっては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 5 未熟粒…成熟していない粒をいう。
- 6 異品種粒…その品種以外のそばの粒をいう。
- 7 異種穀粒…そばを除いた他の穀粒をいう。
- 8 異物…穀粒を除いた他のものをいう。

2 品位等区分の確認の方法

(1) 品位等区分の確認の方法

品位等区分の確認については、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第6条第1項及び同条第2項本文に定めるところに準じて行う。また、品位等区分の確認を行った際には、品位等確認記録として様式第12-3-①号～③号「経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認記録帳（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用）～（普通そば・普通そば（四倍体）・だったんそば用）」を作成し、これを交付申請が行われた年度の翌年度から5年間保存するとともに地方農政局等からの求めに応じ、当該原簿を提出するものとする。

(2) 品位等区分の確認の実施体制

品位等区分の確認の実施体制については、農産物検査法施行規則第15条第1項に定める者その他これに準ずる相応の能力・知識を有している者が品位等区分の確認を実施し、その数が同条第3項第1号に定める数以上であるなど品位等区分の確認を的確に実施できる体制を整える。

(3) 品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況

品位等区分の確認に必要な機械器具等については、農産物検査法施行規則第16条第1項第1号に定めるところに準じて整備する。

3 数量の確認方法

(1) 包装されている対象畑作物

量目は、原則として皆掛重量から風袋重量を差し引いて得られる正味重量が、次に規定する量目の区分に適合しているか確認する。

① 量目

ア 小麦、はだか麦

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、60kg又は30kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、50kg又は25kgとすることができる。

紙袋詰めの場合、30kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、25kgとすることができる。

イ 大麦

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、50kg又は25kg。ただし、1等相当及び2等相当

以外に該当すると認められるものは、40kg 又は 20kg とすることができる。

紙袋詰めの場合、25kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、20kg とすることができる。

ウ 大豆

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、60kg 又は 30kg

紙袋詰めの場合、30kg 又は 20kg

エ そば

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、45kg 又は 22.5kg

紙袋詰めの場合、22.5kg

② 荷造り及び包装

麻袋、樹脂袋又は紙袋

(2) 包装されていない対象畑作物

確認荷口がフレキシブルコンテナ等の場合の数量確認は、次のとおり行う。

① フレキシブルコンテナを個々に確認する方法

フレキシブルコンテナの重量をそれぞれ計量器で計測し、フレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

② トラックスケールにより数量を確認する方法

農産物が積載された状態で車両の重量を計測し、農産物を降ろした後の車両の重量、荷役のためパレット等を用いた場合はその重量及びフレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

麦の品質区分と品質評価基準

麦の品質区分と品質評価基準については、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

1 麦の品質区分

Aランク	評価項目の基準値を3つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Bランク	評価項目の基準値を2つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Cランク	評価項目の基準値を1つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦 評価項目の基準値を2つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦
Dランク	A～Cランクのいずれにも該当しない麦

2 麦の品質評価基準

(1) 小麦（日本麦の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (低アミロース品種等)	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰分	1.60%以下	1.65%以下
容積重	840g/ℓ以上	—
フォーリングナンバー	300以上	200以上

(注) 「低アミロース品種等」とは、粘弾性（もちもち感）を高め、製麺適性を向上させた品種であり、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ品種をいう。

(2) 小麦（パン又は中華麦の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (超強力品種)	11.5～14.0%	10.0～15.5% (10.0～18.0%)
灰分	1.75%以下	1.80%以下
容積重	833g/ℓ以上	—
フォーリングナンバー	300以上	200以上

(注) 「超強力品種」とは、グルテンの質が通常の強力品種よりも更に強靱な品種をいう。

(3) 小麦（醸造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	II 12.0%以上 13.5%未満	
	III 13.5%以上	
容積重	760g/ℓ以上	—

(注) たんぱく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱく II は2つ達成、たんぱく III は3つ達成したものとす。

(4) 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容積重	709g/ℓ以上	—
細麦率	2.5mm(篩)下に3.0%以下	—
白度	40以上 基準歩留：55%	37以上
正常粒率	80%以上(65%歩留時) 1.8mm(篩)上(砕粒を除きます。)	70%以上

(5) 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容積重	六条大麦 690g/ℓ以上 はだか麦 840g/ℓ以上	—
細麦率	六条大麦 2.2mm(篩)下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下	—
白度	43以上 基準歩留：六条大麦 55% はだか麦 60%	40以上
硝子率	六条大麦 40%以下 はだか麦 50%以下	50%以下 60%以下

(6) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 7.5%以上 9.0%未満	6.5%以上
	II 9.0%以上 10.5%未満	
	III 10.5%以上	
細麦率	二条大麦 2.2mm(篩)下に2.0%以下 六条大麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下	—

(注) たんぱく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱく II は2つ達成、たんぱく III は3つ達成したものとす。

パン・中華麵用品種の対象範囲

畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麵用品種の交付単価が適用される銘柄は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

また、同告示第一号の表の備考一のイ及びロの適用となることが別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めた確認書類において確認できる場合には、産地にかかわらず、パン・中華麵用品種の交付単価の適用対象とします。

銘柄	生産地の属する都道府県
アオバコムギ	福島県
キタノカオリ	北海道
銀河のちから	岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県
くまきらり	熊本県
コユキコムギ	岩手県（西磐井郡平泉町）
さちかおり	三重県、滋賀県、鳥取県、佐賀県
せときらら	京都府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県
セトデュール	兵庫県
セトデュールR五	兵庫県
せとのほほえみ	滋賀県
ダブル八号	群馬県
タマイズミ	栃木県、岐阜県、三重県
ちくしW二号	福岡県
ちくし春香	福岡県
つるきち	北海道
長崎W二号	長崎県
夏黄金	宮城県、福島県、新潟県、石川県

ナンブコムギ	岩手県
ニシノカオリ	神奈川県、三重県、滋賀県
ハナチカラ	長野県
ハナマンテン	埼玉県、長野県
はる風ふわり	滋賀県、鳥取県、佐賀県
はるきらり	北海道
はるみずき	埼玉県、奈良県、島根県、香川県、大分県（大分市及び宇佐市）、宮崎県
ハルユタカ	北海道
春よ恋	北海道
福井県大三号	福井県
ほしみらい	兵庫県
ミナミノカオリ	滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県（中津市及び豊後高田市以外）、宮崎県、鹿児島県
みなみのやわら	福岡県
みのりのちから	北海道
モチハルカ	福岡県、佐賀県、熊本県
やわら姫	岩手県
ゆきちから	青森県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県
ゆめあかり	愛知県
ユメアサヒ	長野県
ゆめかおり	茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県
ユメシホウ	茨城県、千葉県、神奈川県、三重県
ゆめちから	北海道、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県（加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町）、島根県

面積払の交付対象農地

1 面積払の対象となる農地の基本的な考え方

(1) 面積払の対象となる農地は、IVの第1の1の(1)の②のイの(ア)及び(イ)の農地のうち、数量払の交付対象となる畑作物が作付けられた水田及び畑地です。なお、畑地については登記簿上の地目が「雑種地」等であっても対象となります。

(2) また、農作業委託契約に基づき、受託者が基幹三作業（耕起・整地、は種及び収穫）を行い、対象作物を受託者名義で出荷・販売する者の農地も対象に含まれます。

(3) 面積払の対象となる農地については、

- ① 圃場整備に伴う確定測量の結果
- ② 農地台帳
- ③ 地積調査の結果
- ④ 土地登記簿
- ⑤ 固定資産課税台帳

等の公的資料に記載された面積データ等を複数確認することとし、これらにより照合ができない場合については、図測や実測により把握することを基本とします。

(注) なお、農地台帳の再整備(地図化)を図る観点から、交付申請された農地が、農地台帳に記載されていない場合には、地番・本地面積等を調査の上、適切に農地台帳に反映させていく必要があります。

2 面積払の交付対象面積

面積払の交付対象となる当年産作付面積の確認については、地域協議会等と地方農政局等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行うことにより、交付対象面積として確定することとします。

- ① 農業共済組合等からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報
- ② 農協等(含む糖業事業者)が取りまとめた作付面積の情報
- ③ 市町村等が保有するGIS等地図情報システムのデータ提供
- ④ ①、②、③により確認ができない場合には現地での実測等(未作付等が含まれる農地については、実測又は合理的な計算により、これを当年産作付面積から控除)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
<p>米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)</p>	<p>交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に米穀について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いた数量。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 積立申出者が、交付前年度の6月30日までに社団法人米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」といいます。)の会員又は当該会員の構成員(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。)第47条第1項の規定による届出(出荷の事業に係るものに限ります。)をしているものに限ります。以下「米穀機構傘下業者」といいます。)との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したもの</p> <p>(イ) 積立申出者又は積立申出者から委託を受けて米穀を販売する者(米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。)が、交付前年度の6月30日までに米穀の販売予定数量に関する計画を作成し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該計画に基づき販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約(以下「販売契約」といいます。)を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの</p> <p>イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査(以下「米穀品位等検査」といいます。)を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自然災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの</p> <p>(イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにおいて、当該施設等に配置された農産物検査員(検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。)による当該ばらもみから生産</p>	<p>1 アに関する確認書類</p> <p>① アの(ア)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付前年度の3月31日までに主食用として販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) ・ 積立申出後に契約数量に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類(変更契約書の写しなど) <p>② アの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付前年度の3月31日までに主食用として販売の対象とした数量を確認できる書類(販売契約書の写し、販売伝票の写し、販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど) <p>販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」(参考様式9)を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。</p> <p>2 イに関する確認書類</p> <p>① 米穀品位等検査において、3等以上の等級に格付けされたもの及び農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の2の(3)のハの(ロ)の水稻うるち玄米(二)の規格項目の検査において、死米の測定値が20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすものについては、以下に掲げる書類</p>

される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの

(ウ) 備蓄米（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条の規定により政府が買入れる米穀をいう。）のうち、米穀品位等検査を受けていないもの

(エ) 次のiからviまでの要件を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に見て明らかと判断されるもの

i. 販売先において主食用とすることが決定していること

ii. 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること

iii. 水分の含有率が、以下に定める基準以下であること

(i) 醸造用玄米を除く玄米にあっては、16.0%

(ii) 醸造用玄米にあっては、

① 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各道県にあっては、16.0%

② 新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び沖縄県の各県にあっては、15.5%

③ その他の都府県にあっては、15.0%

iv. 産年が明らかにされていること

v. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条第1項に基づき、産地情報が伝達されていること

vi. 加入者が所属する市町村（IVの第1の1の（3）の②のアの（イ）のa、b又はcに規定する市町村をいい、以下「加入者所属市町村」といいます。）が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあっては品種名が明らかにされていること

・ 米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）

② イの（エ）に該当するものについては、以下に掲げる書類

・ 販売先において主食用とすることが決定していることを確認できる書類（「1 アに関する確認書類」の②に掲げる確認書類）

・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類（1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 水分含有率がイの（エ）のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類（イの（エ）のiiiに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 産年を確認できる書類（栽培記録の写しなど）

・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。）

3 その他

① 直接販売を行う交付申請者にあつては、直接販売分の確認書類の枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。

② 集落営農であつてその構成員に米穀について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る

		数量を確認できる書類も添付してください。
米穀以外の対象作物 (麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ)	別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。ただし、集落営農であってその構成員に米穀以外の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いたものが対象となります。	<p>1 確認書類 別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。</p> <p>2 その他 集落営農であってその構成員に米穀以外の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</p>

(注1) 品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」(様式第1号)に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

(注2) イの(エ)に該当することを確認するために提出した販売伝票等に記載されたふり目幅及び水分含有率の根拠となる記録簿等は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。